

福井県PTA連合会安全会規約

(設 置)

第1条 本県のPTA会員が、単位PTA等の団体が主催する活動中の事故に起因する負傷・疾病及び死亡（以下「災害」という）について、見舞金・弔慰金（以下「見舞金等」という）の給付措置をとることによって、会員相互の連帯意識を高め、もって本県PTA活動の円滑な運営を図るため、福井県PTA連合会の事業として、福井県PTA連合会安全会（以下「県P安全会」という）を設置する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、福井市下六条町14-1（福井県生活学習館内）福井県PTA連合会事務局内に置く。

(会 員)

第3条 この会は、本県単位PTAの会員をもって構成する。

- 2 その他、必要と認めたもの。
- 3 会員は、全員加入を原則とする。

(事 業)

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 会員（その家族を含む）がPTA活動に参加し、災害を受けた場合における見舞金等の給付。
- (2) その他、前号の事業に付帯する事項。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以上10名以内
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 3名（但し1名は教師代表とする）

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とし、新任者が決定するまではその職務を遂行するものとする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長はこの会を代表し、この会の業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 3 常任理事は常任理事会を構成し、業務の企画立案と執行にあたる。
- 4 理事は理事会を構成し、業務の必要事項を審議する。
- 5 監事は随時会計及び業務を監査し、その結果を報告しなければならない。

(役員を選出)

第8条 会長・副会長・常任理事・理事・監事は、福井県PTA連合会のそれぞれの職にあるものをもってあてる。

(諮問委員会)

第9条 この会に、諮問委員会をおく。

- 2 諮問委員会は、三代前までの会長・二代前までの事務局長経験者および教師代表・母親代表の前副会長をもって構成する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が召集し議長となる。

- 2 役員会の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 3 役員会は第4条に規定した業務を処理する。

(事務局)

第11条 この会の事務局に、事務局長及び職員をおく。但し事務局長は県P連事務局長の兼任とする。

- 2 事務局長及び職員は、会長が委嘱し、役員会の承認を受ける。
- 3 事務局長は会長の命を受け、この会の業務を処理する。

(総会)

第12条 総会は、加入単位PTAの代表者をもって構成する。

- 2 総会は年1回開催し、事業・予算・決算等の報告をし、承認を受ける。
- 3 必要に応じ、臨時に総会を開催することができる。

(会費)

第13条 各単位PTAは、会員1世帯当り年額定められた金額に、世帯数および教職員数を乗じた金額を県P安全会事務局へ、毎年4月1日から6月30日までの期間に納入しなければならない。

2 期間終了後、加入する場合は、各単位PTA会長が所定の手続き（様式1）により加入することができる。

3 納入した会費は、返還しないものとする。

（見舞金等）

第14条 会員の災害に対する見舞金等については、見舞金等給付規程に定める。

（給付の対象となる活動）

第15条 給付の対象となる活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 単位PTAが主催し、予め計画された事業活動中の災害
- (2) 地区（郡市町） P連が主催し、予め計画された事業活動中の災害
- (3) 県P連が主催する事業活動中の災害
- (4) (1)～(3)における第三者に与えた災害

（給付の対象となる災害の範囲）

第16条 給付の対象となる災害の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の活動中における事故に起因する負傷・疾病または後遺障害
- (2) 前条の活動中における事故に起因する死亡

（審査委員会）

第17条 この会に、福井県PTA連合会安全会審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

- 2 審査委員会は、各ブロック代表、教師代表、母親代表、各1名および会長が委嘱する医師1名のほか会長・総務委員長・事務局長によって構成する。
- 3 委員は会長が委嘱し、役員会の承認を受ける。なお、委員長は県P連総務委員長がたる。
- 4 審査委員会は、委員長が招集し、本会の行う見舞金等の給付に関する事項について審査にあたる。

（給付）

第18条 見舞金等の請求があった場合は、審査委員会の審査結果に基づき給付するものとする。

（報告等）

第19条 各単位PTA会長は、本会への加入について、別に定める様式1により、毎年5月31日までに、県P安全会事務局に報告しなければならない。

(運営資金)

第20条 この会の運営に要する資金は、次の各号に掲げるものをもってあてるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

(委任)

第22条 この会の規約に定めるもののほか、必要な事項については、役員会において定める。

(規約改正)

第23条 この規約の改正は、総会において決定する。

(付則)

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

昭和62年2月17日制定
平成元年5月16日改正
平成5年5月18日改正
平成8年5月17日改正
平成9年5月17日改正
平成12年5月27日改正
平成16年5月29日改正
平成20年5月24日改正
平成27年5月30日改正